

令和7年 会津坂下町農地賃借料情報

農地法の改正により、標準小作料制度が廃止されたため、賃借契約の賃借料の目安として過去1年間で契約された農地の賃借料の情報をお知らせします。

この情報は、あくまで参考としてお知らせするものであり、賃借料については、生産費、ほ場の条件、水利費の負担などを考慮し、貸し手・借り手で協議の上、決定してください。

(10a 当り)

農地区分		最低額	平均額	最高額	データ数
田	第1地域	14,000 円	17,100 円	18,000 円	378 筆
	第2地域	14,000 円	14,900 円	17,000 円	28 筆
	第3地域	9,000 円	11,300 円	12,000 円	95 筆

※地域の実情に即した情報提供のため、著しく低額・高額なものは除いています。

※水利費を含まない額です。

参考 あっせん価格情報

農地中間管理機構特例事業（福島県農業振興公社）で農地を売買する場合に適用されます。

農地区分		あっせん価格（10a 当り）	備 考
田	第1地域	750,000 円	- 形状や土質などの条件不利地など、当事者間で協議の上、減額は2割以内とする。 - 畑のあっせん価格はありません。
	第2地域	650,000 円	
	第3地域	550,000 円	

農地区分表

農地区分	【地 区】 大字
第1地域	【若宮】牛川・樋島・五ノ井・大沖・羽林・白狐 【金上】福原・金上・宮古・海老細・新開津・束原・開津 【広瀬】青木・青津・沼越・立川・五香・御池田・三谷・中泉・合川 【川西】八日沢・見明・大上（第2地域以外）・宇内（第2地域以外） 【八幡】塔寺・気多宮・新館・船杉
第2地域	【坂下】大字なし（旧坂下） 【若宮】勝大 【川西】津尻・大上（県道西側で栗村堰の北側）・宇内（県道西側、字馬場、字北川前）
第3地域	【川西】長井 【八幡】坂本 【高寺】高寺・片門・束松

【問い合わせ 産業課 農林振興班（農業委員会） ☎84-1534】